

東近江市 水安全計画

制定 平成 31 年 3 月 1 日

改訂 令和 6 年 7 月 1 日

東近江市水道部

用語の説明

用語	説明
危害	損害若しくは損失が発生すること又はそのおそれがあること。「シアンが水道に混入した。」とする事例では、「シアンが混入した水道水によって利用者に健康被害又はそのおそれが生じること。」
危害原因事象	危害を引き起こす事象のこと。「シアンが水道に混入した。」とする事例では、「シアンを水道水に混入させてしまったこと。(例えば工場からの流出)」
危害分析	水道システムに存在する危害原因事象の抽出を行い、抽出した危害原因事象のリスクレベルを評価し設定すること。
危害抽出	水源から給水栓までの水道システムに存在する潜在的な危害も含めた危害原因事象を抽出すること。
リスクレベル	危害原因事象の発生頻度及び影響程度によって定まるリスクの大きさ。
リスクレベルの設定	危害原因事象の発生頻度及び影響程度に基づきリスクレベルを設定すること。
リスクレベル設定マトリックス	危害原因事象の発生頻度及び影響程度とリスクレベルとの対応関係に関する表
管理措置	危害原因事象による危害の発生を防止する又はそのリスクを軽減するためにとる管理内容。浄水場において実施する浄水薬品の注入や沈殿、ろ過等の運転操作等
危害発生箇所	危害原因事象が発生する水道システムの箇所
管理点	管理措置の設定を行う水道システムの箇所
監視	管理措置の実施状況を適時に把握するために計画された一連の観測又は測定
監視項目	管理措置の実施状況を適時に把握するために観測又は測定する項目
管理基準	管理措置が機能しているかどうかを示す基準であり、対応措置の発動要件として用いるもの
対応、対応措置	管理基準を逸脱した場合、逸脱を修正して元に戻し、逸脱による影響を回避又は低減する措置
妥当性確認	管理措置、監視方法、管理基準、対応措置等の水安全計画の各要素が適切であることを、各要素の設定の技術的根拠を明らかにすることにより、立証すること。
検証	水安全計画及びその運用効果の有効性を確認、証明すること。すなわち、水安全計画が計画どおりに実施されたか及び安全な水の供給のために有効に機能し目標とする水質を満足したかを確認すること。
レビュー	種々の情報をもとに水安全計画を見直し、必要に応じて改善すること。
支援プログラム	水安全計画を効果的に機能させるよう支援するプログラム。ここでは、水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響しない措置、直接水質に影響するものであるが水安全計画策定以前に法令や自治体、水道事業者の規定等に基づいて策定された計画等を支援プログラムに位置づけることとした。

目次

はじめに	1
1 水安全計画策定推進チームの編成	2
2 水道システムの把握	2
3 危害分析	13
(1) リスクレベルの設定	13
ア 発生頻度の特定	13
イ 影響程度の特定	13
ウ リスクレベルの仮設定	16
4 管理措置の設定	16
(1) 現状の管理措置、監視方法、監視計器の分類	16
(2) 水質項目と番号	17
(3) 危害原因事象、関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の整理	18
(4) 管理目標	18
(5) 危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置	20
ア リスクレベル5及び4の危害原因事象等	21
(ア) リスクレベル5	21
(イ) リスクレベル4	22
5 管理基準を逸脱した場合の対応	23
(1) 異常の認識と判断	23
(2) 対応措置	25
(3) 水質項目別の具体的な対応	27
ア 残留塩素	27
イ 外観	28
ウ 臭気	28
エ 濁度	29
オ pH値	30
(4) 緊急時の対応	30
6 文書と記録の管理	31
7 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証	32
妥当性確認チェックリスト	33
検証のためのチェックシート	34
対応措置記録簿書式(管理基準を逸脱した場合に記録)	35
8 レビュー	37
9 支援プログラム	38

はじめに

東近江市水道部では、これまでも安全でおいしい水道水を供給するために、適正な水処理や水源から給水地点までの水質検査を実施し、常に水質管理に万全を期してきました。しかし、水道水を供給する上で水源から給水栓までには様々な危害（リスク）が存在しています。お客様へ常に信頼性の高い安全な水道水を供給するためには、水源から給水栓までの水質を総合的に管理し、危害（リスク）を低減する必要があります。このような危害（リスク）を抽出及び分析し、それらを継続的に監視、制御及び管理することで、安全な水道水を供給することを目的として、東近江市水安全計画を策定しました。

1 水安全計画策定推進チームの編成

	部署・役職	主な役割
1	水道技術管理者	リーダー（全体総括）
2	上下水道施設課 上水道管理係 係長	施設関係及び運転管理の責任者
3	上水道管理係	施設関係及び設備関係の担当者
4	上水道管理係	水質関係及び運転管理の担当者

2 水道システムの把握

(1) 行政区域

平成 17 年 2 月 1 1 日に八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の合併により東近江市としてスタートした本市は、平成 18 年 1 月 1 日の東近江市、能登川町及び蒲生町の 2 度目の合併を経て現在の東近江市となった。

(2) 水道事業（令和 4 年度）

ア 計画給水人口	97,960 人
イ 計画一日最大配水量	41,400 m ³
ウ 普及率	98.3%
エ 職員総数	23 人
オ その他	
(ア) 給水区域	八日市地区、永源寺地区、五個荘地区、能登川地区、蒲生地区
(イ) 給水人口	97,960 人
(ウ) 給水戸数	37,916 戸
(エ) 年間配水量	11,447,642 m ³
(オ) 一日最大配水量	41,400 m ³
(カ) 一日平均配水量	30,390 m ³
(キ) 配水管延長	894,049m

(3) 浄水施設の概要

ア 八日市浄水場	
(ア) 水道事業の形態	上水道
(イ) 水源の種別	浅層地下水、深層地下水
(ウ) 水源水域（原水）の特徴	
a 水源の状況	清浄
(a) 高濁度発生の有無	全く発生しない
(b) カビ臭発生の有無	全く発生しない
b 水質事故の状況	水源水質事故ほとんどない
c 水質汚濁源	農業（田・畑）
(エ) 水源及び取水点の特徴	

農村部であることから、周辺に田畑が広がっている。

- a 1号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市五智町
 - (b) 井戸の種類 浅井戸 (8.8m)
- b 2号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市五智町
 - (b) 井戸の種類 深井戸 (126m)
- c 3号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市五智町
 - (b) 井戸の種類 深井戸 (100m)
- d 4号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市五智町
 - (b) 井戸の種類 深井戸 (150m)
- e 5号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市五智町
 - (b) 井戸の種類 深井戸 (150m)
- f 6号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市五智町
 - (b) 井戸の種類 深井戸 (150m)
- g 7号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市五智町
 - (b) 井戸の種類 深井戸 (160m)
- (イ) 浄水処理の方法
エアレーション、後塩素処理
- (ロ) 配水・給水施設の規模と特徴
 - a 八日市高区配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 775 m³
 - b 八日市中心区配水池 (R C)
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 R C 造
 - (c) 容量 2,008 m³
 - c 八日市中心区配水池 (P C)
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 1,744 m³
 - d 八日市新中区配水池
 - (a) 配水方法 ポンプ加圧方式

- (b) 構造 R C 造
- (c) 容量 3, 110 m³

(キ) 給水区域の特徴

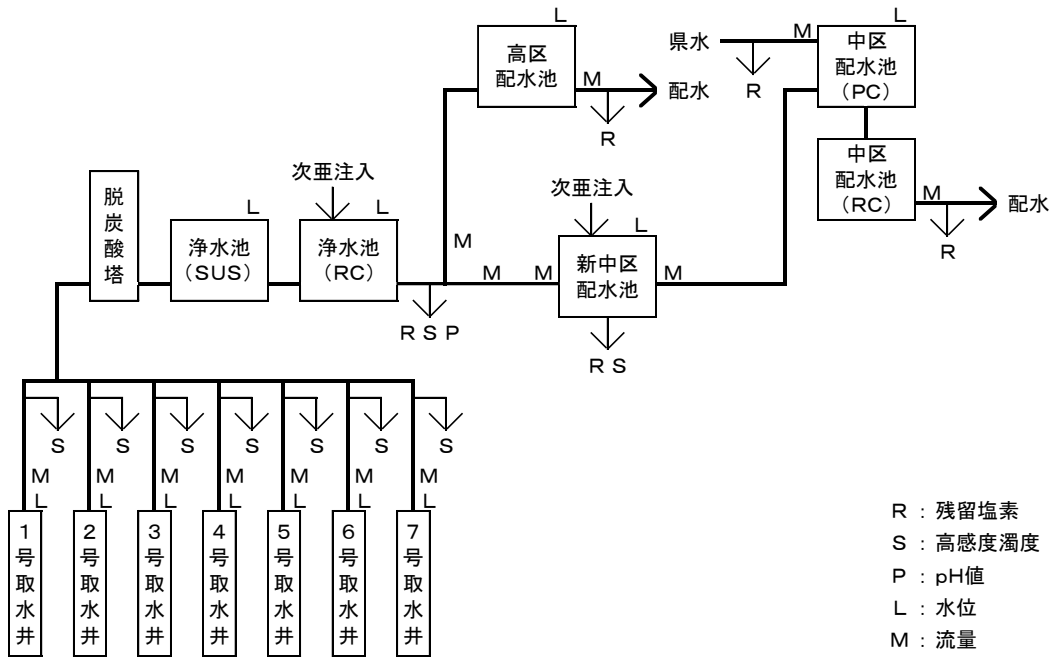
a 給水区域

八日市地区（瓜生津町、土器町、上大森町、大森町、池田町、今代町、寺町、岡田町、御園町、林田町、五智町、中小路町、糠塚町、野口町、尻無町、下二俣町、妙法寺町、神田町、野村町、外町、川合寺町、札の辻一丁目、札の辻二丁目、建部日吉町、建部瓦屋寺町、建部下野町、建部上中町、建部北町、建部堺町、建部南町、栄町、東中野町、西中野町、昭和町、中野町、東今崎町、小今町、小脇町、八日市松尾町、八日市浜野町、八日市東浜町、八日市本町、八日市町、八日市上之町、八日市清水一丁目、八日市清水二丁目、八日市清水三丁目、八日市金屋一丁目、八日市金屋二丁目、八日市金屋三丁目、八日市野々宮町、八日市東本町、八日市緑町、聖徳町、青葉町、幸町、ひばり丘町、春日町、聖和町、沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目、沖野五丁目、東沖野一丁目、東沖野二丁目、東沖野三丁目、東沖野四丁目、東沖野五丁目、今崎町の一部）

b 給水栓監視場所

玉緒コミュニティセンター、建部コミュニティセンター

八日市浄水場



イ 永源寺東部浄水場

- (ア) 水道事業の形態 上水道
- (イ) 水源の種別 河川水（自然水）
- (ウ) 水源水域（原水）の特徴
 - a 水源の状況 清浄

- (a) 高濁度発生の有無 全く発生しない
- (b) カビ臭発生の有無 全く発生しない
- b 水質事故の状況 水源水質事故ほとんどない
- c 水質汚濁源 野生動物生息
- (エ) 水源及び取水点の特徴

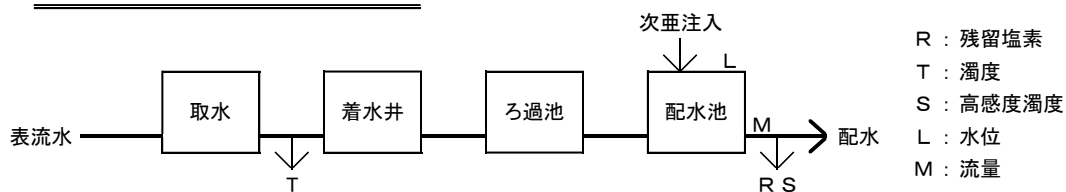
山林であることから、住民等の出入りはないが、野生動物は生息している。

 - a 取水位置 東近江市黄和田町
 - b 水源河川名 滝之谷川
- (フ) 浄水処理の方法

緩速ろ過、後塩素処理

 - a ろ過池
 - (a) 浄水方法 上向性緩速ろ過
 - (b) 処理能力 380 m³/日
 - (c) ろ過面積 63.3 m²
 - (d) ろ過速度 6 m/日
- (ク) 配水・給水施設の規模と特徴
 - a 永源寺東部配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 500 m³
- (キ) 給水区域の特徴
 - a 給水区域 永源寺地区（蓼畑町、杠葉尾町、黄和田町、政所町）
 - b 給水栓監視場所 八日市消防署永源寺出張所

永源寺東部浄水場



ウ 永源寺相谷浄水場

- (ア) 水道事業の形態 上水道
- (イ) 水源の種別 河川水（自然水）
- (ウ) 水源水域（原水）の特徴
 - a 水源の状況 清浄
 - (a) 高濁度発生の有無 全く発生しない
 - (b) カビ臭発生の有無 全く発生しない
 - b 水質事故の状況 水源水質事故ほとんどない
 - c 水質汚濁源 野生動物生息

(エ) 水源及び取水点の特徴

山林であることから、住民等の出入りはないが、野生動物は生息している。

- a 取水位置 東近江市佐目町
- b 水源河川名 佐目子谷川

(カ) 浄水処理の方法

緩速ろ過、後塩素処理

- a ろ過池
 - (a) 浄水方法 上向性緩速ろ過
 - (b) 処理能力 $500 \text{ m}^3/\text{日}$
 - (c) ろ過面積 84.3 m^2
 - (d) ろ過速度 $6 \text{ m}/\text{日}$

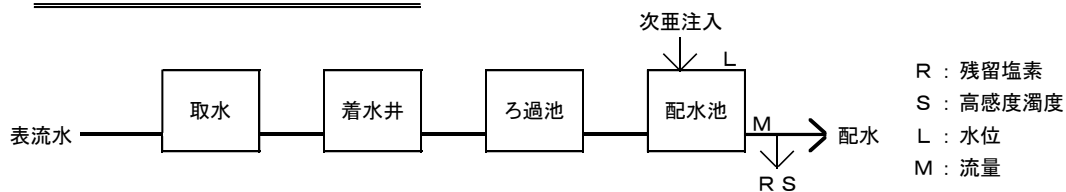
(キ) 配水・給水施設の規模と特徴

- a 永源寺相谷配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 RC造
 - (c) 容量 221.7 m^3

(ク) 給水区域の特徴

- a 給水区域 永源寺地区（永源寺相谷町）
- b 給水栓監視場所 自然休暇村センター

永源寺相谷浄水場

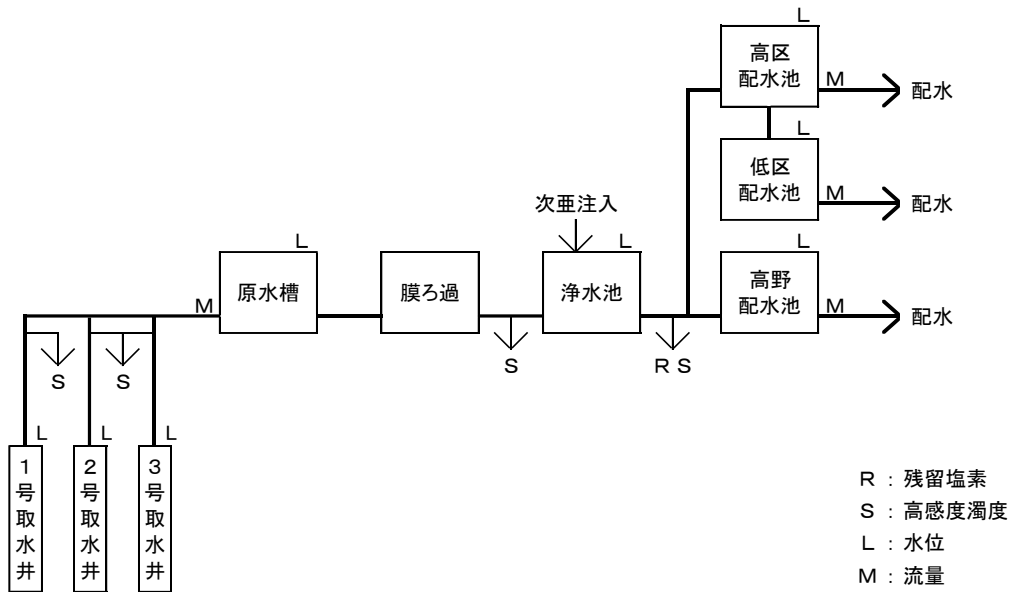


エ 永源寺中西部浄水場

- (ア) 水道事業の形態 上水道
- (イ) 水源の種別 浅層地下水
- (ウ) 水源水域（原水）の特徴
 - a 水源の状況 清浄
 - (a) 高濁度発生の有無 全く発生しない
 - (b) カビ臭発生の有無 全く発生しない
 - b 水質事故の状況 水源水質事故ほとんどない
 - c 水質汚濁源 農業（田・畑）
- (エ) 水源及び取水点の特徴
農村部であることから、周辺に田畑が広がっている。
 - a 1号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市永源寺高野町

- (b) 井戸の種類 浅井戸 (15m)
- b 2号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市山上町
 - (b) 井戸の種類 浅井戸 (9 m)
- c 3号取水井
 - (a) 取水位置 東近江市山上町
 - (b) 井戸の種類 浅井戸 (7.8m)
- (f) 浄水処理の方法
 - 膜ろ過、後塩素処理
- (g) 配水・給水施設の規模と特徴
 - a 永源寺中西部高区配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 1,000 m³
 - b 永源寺中西部低区配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 R C 造
 - (c) 容量 371.3 m³
 - c 永源寺中西部高野配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 R C 造
 - (c) 容量 178.8 m³
- (h) 給水区域の特徴
 - a 給水区域 永源寺地区 (石谷町、一式町、新出町、市原野町、高木町、上二俣町、池之脇町、山上町、青野町、永源寺高野町)
 - b 給水栓監視場所 如来老人憩いの家、石谷公民館、下高野集会所

永源寺中西部浄水場



オ 永源寺南部浄水場

- (ア) 水道事業の形態 上水道
- (イ) 水源の種別 河川水（自然水）
- (ウ) 水源水域（原水）の特徴
- a 水源の状況 清浄
 - (a) 高濁度発生の有無 全く発生しない
 - (b) カビ臭発生の有無 全く発生しない
 - b 水質事故の状況 水源水質事故ほとんどない
 - c 水質汚濁源 野生動物生息
- (エ) 水源及び取水点の特徴
- 山林であることから、住民等の出入りはないが、野生動物は生息している。
- a 取水位置 東近江市甲津畑町
 - b 水源河川名 登谷川
- (オ) 浄水処理の方法
- 緩速ろ過、後塩素処理
- a ろ過池
 - (a) 浄水方法 上向性緩速ろ過
 - (b) 処理能力 500 m³/日
 - (c) ろ過面積 83.4 m²
 - (d) ろ過速度 6 m/日
- (カ) 配水・給水施設の規模と特徴
- a 永源寺南部配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 PC造

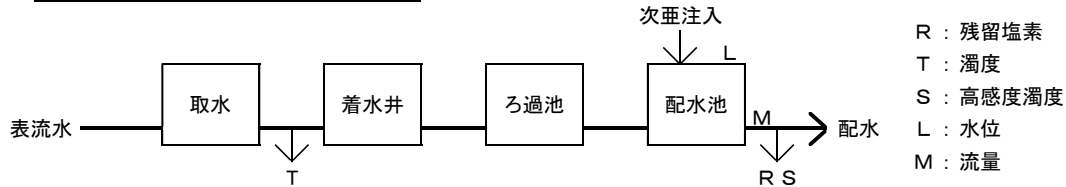
(c) 容量 500 m³

(キ) 給水区域の特徴

a 給水区域 永源寺地区（和南町、甲津畑町）

b 給水栓監視場所 和南多目的集会所

永源寺南部浄水場



カ 御池浄水場

(ア) 水道事業の形態 上水道

(イ) 水源の種別 河川水（自然水）

(ウ) 水源水域（原水）の特徴

a 水源の状況 清浄

(a) 高濁度発生の有無 全く発生しない

(b) カビ臭発生の有無 全く発生しない

b 水質事故の状況 水源水質事故ほとんどない

c 水質汚濁源 野生動物生息

(エ) 水源及び取水点の特徴

山林であることから、住民等の出入りはないが、野生動物は生息している。

a 取水位置 東近江市蛭谷町

b 水源河川名 御前谷

(オ) 浄水処理の方法

緩速ろ過、後塩素処理

a ろ過池

(a) 浄水方法 上向性緩速ろ過

(b) 処理能力 93.5 m³/日

(c) ろ過面積 15.58 m²

(d) ろ過速度 6 m/日

(カ) 配水・給水施設の規模と特徴

a 御池最高区配水池

(a) 配水方法 自然流下方式

(b) 構造 SUS造

(c) 容量 60 m³

b 御池高区配水池（RC）

(a) 配水方法 自然流下方式

(b) 構造 RC造

(c) 容量 50.4 m³

c 御池高区配水池 (SUS)

(a) 配水方法 自然流下方式

(b) 構造 SUS造

(c) 容量 60 m³

d 御池中区配水池

(a) 配水方法 自然流下方式

(b) 構造 SUS造

(c) 容量 87.5 m³

e 御池低区配水池 (RC)

(a) 配水方法 自然流下方式

(b) 構造 RC造

(c) 容量 46.8 m³

f 御池低区配水池 (SUS)

(a) 配水方法 自然流下方式

(b) 構造 SUS造

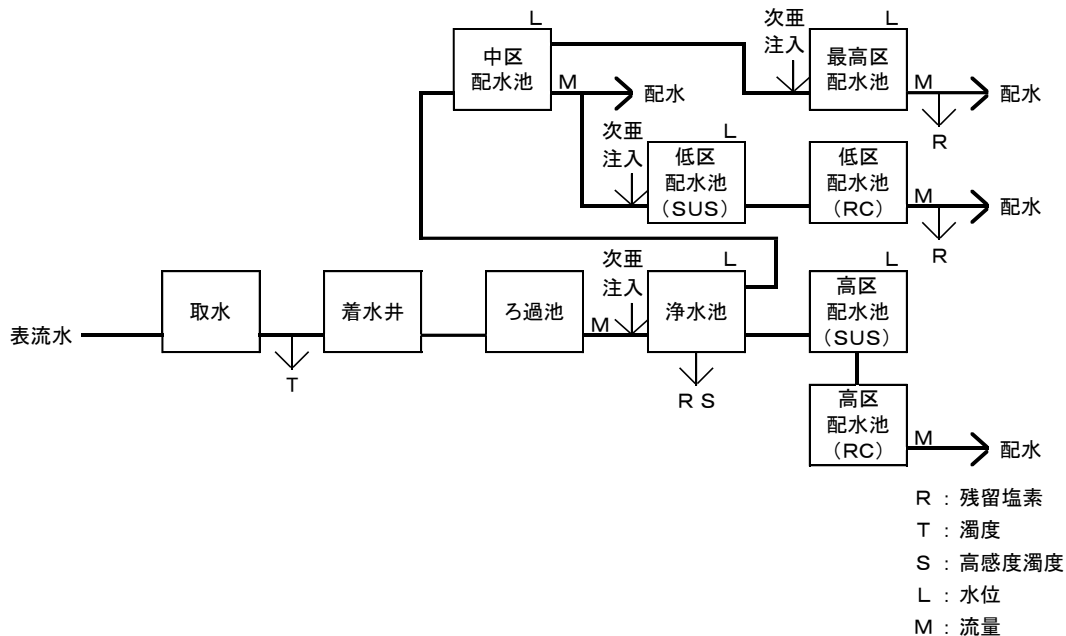
(c) 容量 60 m³

(キ) 給水区域の特徴

a 給水区域 永源寺地区 (箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町)

b 給水栓監視場所 蛭谷町ドレン、君ヶ畑集会所、蛭谷墓地、箕川集会所

御池浄水場



R : 残留塩素
T : 濁度
S : 高感度濁度
L : 水位
M : 流量

キ 萱尾浄水施設

(ア) 水道事業の形態 上水道

(イ) 水源の種別 河川水 (自然水)

(ウ) 水源水域（原水）の特徴

- a 水源の状況 清浄
 - (a) 高濁度発生の有無 全く発生しない
 - (b) カビ臭発生の有無 全く発生しない
- b 水質事故の状況 水源水質事故ほとんどない
- c 水質汚濁源 野生動物生息

(エ) 水源及び取水点の特徴

山林であることから、住民等の出入りはないが、野生動物は生息している。

- a 取水位置 東近江市萱尾町
- b 水源河川名 不動谷

(オ) 浄水処理の方法

緩速ろ過、後塩素処理

- a ろ過池
 - (a) 浄水方法 上向性緩速ろ過

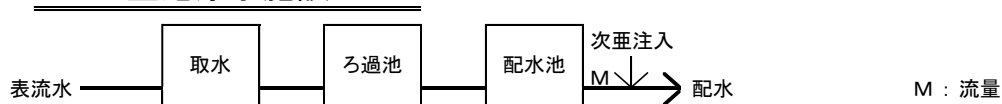
(カ) 配水・給水施設の規模と特徴

- a 萱尾配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 R C 造
 - (c) 容量 35.65 m³

(キ) 給水区域の特徴

- a 給水区域 永源寺地区（萱尾町）
- b 給水栓監視場所 萱尾集会所

萱尾浄水施設

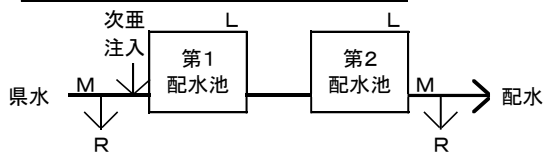


ク 県営水道

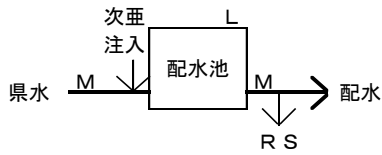
- (ア) 水道事業の形態 上水道
- (イ) 水源の種別 浄水受水
- (ウ) 配水・給水施設の規模と特徴
 - a 八日市低区第1配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 2,500 m³
 - b 八日市低区第2配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 2,415 m³

- c 五個荘配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 2, 200 m³
- d 能登川第 1 配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 3, 570 m³
- e 能登川第 2 配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 1, 700 m³
- f 畑田配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 2, 500 m³
- g 長峰配水池
 - (a) 配水方法 自然流下方式
 - (b) 構造 P C 造
 - (c) 容量 1, 550 m³
- h 蒲生東部加圧所
 - (a) 配水方法 ポンプ加圧方式
 - (b) 構造 S U S 造
 - (c) 容量 80 m³
- (イ) 給水区域の特徴
 - a 給水区域 八日市地区(上平木町、平田町、柏木町、下羽田町、中羽田町、上羽田町、市辺町、三津屋町、布施町、蛇溝町、布引台一丁目、布引台二丁目、柴原南町、芝原町、今堀町、今崎町の一部)、五個荘地区、能登川地区、蒲生地区
 - b 給水栓監視場所 東近江市消防団第 7 分団消防車庫、五個荘管末監視装置、能登川管末監視装置、畑田管末監視装置、長峰管末監視装置

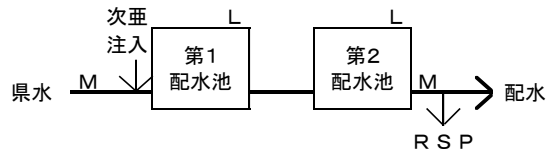
八日市低区配水区



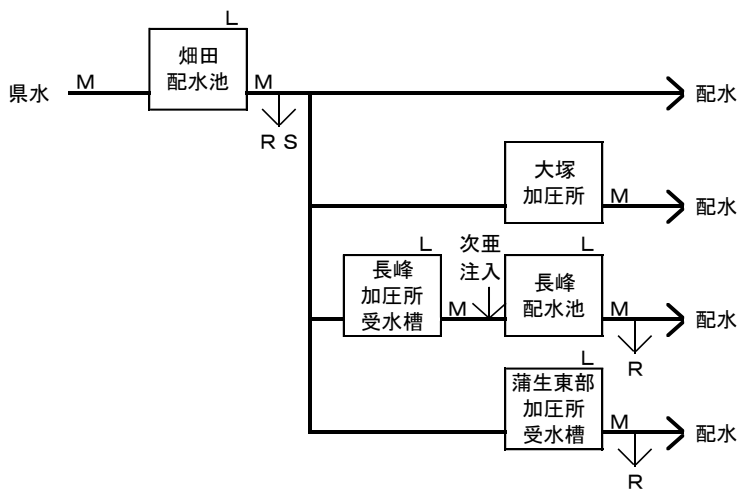
五個荘地区



能登川地区



蒲生地区



R : 残留塩素
 S : 高感度濁度
 P : pH値
 L : 水位
 M : 流量

3 危害分析

(1) リスクレベルの設定

リスクレベルの設定は概ね以下のとおりとする。

ア 発生頻度の特定

危害原因事象の発生頻度について、下表に示す。

発生頻度の分類

分類	内容	頻度
A	滅多に起こらない	10年以上に1回
B	起こりにくい	3～10年に1回
C	やや起こる	1～3年に1回
D	起こりやすい	数箇月に1回
E	頻繁に起こる	毎月

イ 影響程度の特

危害原因事象の影響程度について、下表に示す。

影響程度の分類（一般）

分類	内容	説明
a	取るに足らない	利用上の支障はない。
b	考慮を要す	利用上の支障があり、多くの人が不満を感じるが、ほとんどの人は別の飲料水を求めるまでには至らない。
c	やや重大	利用上の支障があり別の飲料水を求める。
d	重大	健康上の影響が現れるおそれがある。
e	甚大	致命的影響が現れるおそれがある。

影響程度の分類は、その危害原因事象が発生した箇所における水質項目、又はその危害原因事象が発生した場合に想定される水道水の水質（危害時想定濃度）に応じて行った。次表に分類の目安を示す。

分類の目安1（水質項目別）

八日市浄水場

危害原因事象の発生箇所			分類の目安
流域・水源	取水～塩素注入	塩素注入以降	
b	b	b	浄水処理可能物質（濁度、色度、鉄、マンガン、アルミニウム、一般細菌など）
b	b	b	浄水処理要注意物質（アンモニア態窒素、合成洗剤など）
b	b	b	酸・アルカリ性物質（pH値）
c	c	c	農薬、有機溶剤（フェノール、ベンゼン、テトラクロロエチレンなど）
c	c	c	劇薬（カドミウム、六価クロムなど）
d	d	d	毒薬（シアン化合物、水銀、ヒ素など）
c	c	c	高濁度、油浮上、異臭味（カビ臭含む）
c	c	e	大腸菌、ウイルス
e	e	e	クリプトスポリジウム等（耐塩素性病原生物）
d	d	d	残留塩素（不足）
c	c	c	浄水処理対応困難物質
-	-	e	残留塩素（不検出）
-	-	-	濁度（ろ過水）「クリプトスポリジウム等対策指針」による対応
b	b	b	水量
c	c	c	その他（上記分類に属さないもの）

注：浄水処理可能物質には、通常値では問題にならない物質も含む。

永源寺東部浄水場・永源寺相谷浄水場・永源寺中西部浄水場・永源寺南部浄水場・御池浄水場・萱尾浄水施設

危害原因事象の発生箇所			分類の目安
流域・水源	取水～ろ過池	ろ過池以降	
a	a	b	浄水処理可能物質（濁度、色度、鉄、マンガン、アルミニウム、一般細菌など）
a	b	b	浄水処理要注意物質（アンモニア態窒素、合成洗剤など）
a	b	b	酸・アルカリ性物質（pH値）
b	b	c	農薬、有機溶剤（フェノール、ベンゼン、テトラクロロエチレンなど）
b	b	c	劇薬（カドミウム、六価クロムなど）
b	c	d	毒薬（シアン化合物、水銀、ヒ素など）
b	b	c	高濁度、油浮上、異臭味（カビ臭含む）
b	b	e	大腸菌、ウイルス
b	b	e	クリプトスポリジウム等（耐塩素性病原生物）
b	c	d	残留塩素（不足）
c	c	c	浄水処理対応困難物質
-	-	e	残留塩素（不検出）
-	-	d	濁度（ろ過水）「クリプトスポリジウム等対策指針」による対応
b	b	b	水量
b	c	c	その他（上記分類に属さないもの）

注：浄水処理可能物質には、通常値では問題にならない物質も含む。

県営水道

危害原因事象の発生箇所			分類の目安
流域・水源	取水～塩素注入	塩素注入以降	
b	b	b	浄水処理可能物質（濁度、色度、鉄、マンガン、アルミニウム、一般細菌など）
b	b	b	浄水処理要注意物質（アンモニア態窒素、合成洗剤など）
b	b	b	酸・アルカリ性物質（pH値）
c	c	c	農薬、有機溶剤（フェノール、ベンゼン、テトラクロロエチレンなど）
c	c	c	劇薬（カドミウム、六価クロムなど）
d	d	d	毒薬（シアン化合物、水銀、ヒ素など）
c	c	c	高濁度、油浮上、異臭味（カビ臭含む）
c	c	c	大腸菌、ウイルス
c	c	c	クリプトスポリジウム等（耐塩素性病原生物）
c	c	c	残留塩素（不足）
c	c	c	浄水処理対応困難物質
-	-	c	残留塩素（不検出）
-	-	-	濁度（ろ過水）「クリプトスポリジウム等対策指針」による対応
b	b	b	水量
c	c	c	その他（上記分類に属さないもの）

注：浄水処理可能物質には、通常値では問題にならない物質も含む。

分類の目安2（危害時想定濃度別）

（1）健康に関する項目	
a	基準値等の10%≧危害時想定濃度
b	基準値等の10%<危害時想定濃度≦基準値等
c	基準値等<危害時想定濃度
d	基準値等<危害時想定濃度（シアン化合物、水銀等）
e	基準値≪危害時想定濃度
e	大腸菌検出
e	耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）検出
d	残留塩素不足
e	残留塩素不検出
（2）性状に関する項目	
a	基準値等≧危害時想定濃度
b	基準値等<危害時想定濃度
c	基準値等<外観（濁度、色度）、臭気・味（カビ臭含む）の危害時想定濃度
d	基準値等≪危害時想定濃度

ウ リスクレベルの仮設定

発生頻度と影響程度からリスクレベル設定を以下のとおり設定した。

リスクレベル設定マトリックス

				危害原因事象の影響程度				
				取るに 足らな い	考慮を 要す	やや 重大	重大	甚大
				a	b	c	d	e
発 生 頻 度	頻繁に起こる	毎月	E	1	4	4	5	5
	起こりやすい	1回/数箇月	D	1	3	4	5	5
	やや起こりやすい	1回/1～3年	C	1	1	3	4	5
	起こりにくい	1回/3～10年	B	1	1	2	3	5
	めったに起こらない	1回/10年以上	A	1	1	1	2	5

エ リスクレベルの比較検証及び確定

個々の危害原因事象について確認するとともに、比較を行い上記リスクレベルを当事業体における確定版とした。

4 管理措置の設定

(1) 現状の管理措置、監視方法、監視計器の分類

管理措置の内容

分類	管理措置
予防	水質調査 施設の予防保全（点検・補修等） 設備の予防保全（点検・補修等） 給水栓・貯水槽における情報提供
処理	塩素処理 エアレーション 砂ろ過（緩速ろ過） 膜ろ過

監視方法の分類と番号

監視方法	番号
なし	0
現場等の確認	1
実施の記録	2
手分析	3
計器による連続分析（自動計器）	4

(2) 水質項目と番号

番号	項目	番号	項目
001	残留塩素	139	硬度 (Ca、Mg 等)
002	クリプトスポリジウム等 (耐塩素性病原生物)	140	蒸発残留物
003	ウイルス	141	陰イオン界面活性剤
101	一般細菌	142	ジェオスミン
102	大腸菌	143	2-メチルイソボルネオール
103	カドミウム	144	非イオン界面活性剤
104	水銀	145	フェノール類
105	セレン	146	有機物質 (TOC)
106	鉛	147	pH
107	ひ素	148	味
108	クロム (6価)	149	臭気
109	シアン	150	色度
110	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	151	濁度
111	ふっ素	201	アンチモン
112	ほう素	202	ウラン
113	四塩化炭素	203	ニッケル
114	1, 4-ジオキサン	204	亜硝酸態窒素
115	1, 1-ジクロロエチレン	205	1, 2-ジクロロエタン
116	シス-1, 2-ジクロロエチレン	206	トランス-1, 2-ジクロロエチレン
117	ジクロロメタン	207	1, 1, 2-トリクロロエチレン
118	テトラクロロエチレン	208	トルエン
119	トリクロロエチレン	210	亜塩素酸
120	ベンゼン	212	二酸化塩素
121	塩素酸	214	抱水クロラール
122	クロロ酢酸	215	農薬類
123	クロロホルム	219	遊離炭酸
124	ジクロロ酢酸	220	1, 1, 1-トリクロロエタン
125	ジブromokロロメタン	221	メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)
126	臭素酸	225	従属栄養細菌
127	総トリハロメタン	227	腐食性 (ランゲリア指数)
128	トリクロロ酢酸	231	PFOS、PFOA
129	ブromokロロメタン	301	油
130	ブromホルム	302	アンモニア態窒素
131	ホルムアルデヒド	303	外観
132	亜鉛	304	異物
133	アルミニウム	305	水量
134	鉄	311	放射性セシウム
135	銅	312	放射性ヨウ素
136	ナトリウム	351	浄水処理対応困難物質
137	マンガン	400	その他
138	塩化物イオン		

(3) 危害原因事象、関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の整理

想定される危害原因事象、並びに関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の一覧表を「資料①」に示し、主要な水質項目ごとに整理した一覧表を「資料②」に示す。

また、定期水質検査結果の水質基準等との関係によるリスクレベルは、分類の目安2（危害時想定濃度別）によるものとし以下に示す。

なお、定期水質検査結果によるリスクレベルの判断は、検査結果が得られた時点で随時行うものとし、「危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置」に準じた対応を実施する。

定期水質検査結果によるリスクレベルの分類

	分類の目安	影響程度	リスクレベル
健康 に関 する 項目	基準値等の10%≧危害時想定濃度	a	1
	基準値等の10%<危害時想定濃度≦基準値等	b	2
	基準値等<危害時想定濃度	c	3
	基準値等<危害時想定濃度（シアン化合物、水銀等）	d	4
	基準値等<<危害時想定濃度	e	5
	大腸菌検出	e	5
	耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）検出	e	5
	残留塩素不足	d	4
	残留塩素不検出	e	5
性状 に関 する 項目	基準値等≧危害時想定濃度	a	1
	基準値等<危害時想定濃度	b	2
	基準値等<外観（濁度、色度）、臭気・味（カビ臭含む）の危害時想定濃度	c	3
	基準値等<<危害時想定濃度	d	4

(4) 管理目標

主要な項目の管理目標を以下に示す。

ア 残留塩素

(ア) 浄水池

管理目標値 0.3～0.7mg/L

測定方法 自動計器

(イ) 配水池

管理目標値 0.3～0.7mg/L

測定方法 自動計器

(ウ) 給水

管理目標値 0.1～0.5mg/L

測定方法 自動計器又は手分析

イ 外観

(ア) 給水

管理目標値 異常でないこと
測定方法 手分析

ウ 臭気

(ア) 給水

管理目標値 異常でないこと
測定方法 手分析

エ 濁度

(ア) 地下水

管理目標値 1 度
測定方法 自動計器

(イ) 表流水

管理目標値 20 度
測定方法 自動計器

(ウ) 膜ろ過処理施設

管理目標値 0.1 度
測定方法 自動計器

(エ) 浄水池

管理目標値 1 度
測定方法 自動計器

(オ) 配水池

管理目標値 1 度
測定方法 自動計器

(カ) 給水

管理目標値 1 度
測定方法 自動計器又は手分析

オ pH値

(ア) 浄水池

管理目標値 6.7～7.5
測定方法 自動計器

(イ) 配水池

管理目標値 6.7～7.5
測定方法 自動計器

(5) 危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置

リスクレベルに応じた管理措置等については、緊急性や予算等を考慮するものの、原則として下表に準じた対応とする。

リスクレベルの内訳、並びにリスクレベル5及び4について以下に示す。

リスクレベル	管理措置がある場合	管理措置がない場合
1	1年に1回は管理措置の有効性の検証を行う。	新たな措置を検討し、必要なら実施（導入）する。
2	1年に1回は管理措置の有効性の検証を行う。データの監視及び処理に気を付ける。	新たに措置を実施（導入）する。
3～4	管理措置及び監視方法の適切（有効）性を再検討する。 ① 管理措置及び監視方法が適切（有効）な場合 →データの監視及び処理に気を付ける。 ② 管理措置及び監視方法が適切（有効）でない場合 →新たな措置を速やかに実施（導入）する。	新たな措置を速やかに実施（導入）する。 実施（導入）した措置の適切（有効）性を確認する。
5	管理措置及び監視方法の適切（有効）性を慎重に再検討する。 ① 管理措置及び監視方法が適切（有効）な場合 →データの監視及び処理に特に気を付ける。 ② 管理措置及び監視方法が適切（有効）でない場合 →新たな措置を直ちに実施（導入）する。	新たな措置を直ちに実施（導入）する。 実施（導入）した措置の適切（有効）性を慎重に確認する。

各施設におけるリスクレベルの内訳（水安全計画作成時点）を以下に示す。

リスクレベル	八日市 浄水場	永源寺 東部 浄水場	永源寺 相谷 浄水場	永源寺 中西部 浄水場	永源寺 南部 浄水場	御池 浄水場	萱尾 浄水 施設	県営 水道
レベル5	3	3	3	2	3	4	3	0
レベル4	0	0	0	0	0	0	0	0
レベル3	0	1	1	0	1	1	1	0
レベル2	9	6	6	7	6	9	6	1
レベル1	84	82	82	88	82	87	73	57
危害原因事象総数	96	92	92	97	92	101	83	58

ア リスクレベル5及び4の危害原因事象等

(ア) リスクレベル5

リスクレベル5を以下に示す。

番号	施設名	箇所	種別	危害原因事象	関連する水質項目	水質番号	発生頻度	影響程度	リスクレベル	管理措置の有無	監視方法の分類
1	八日市浄水場	取水	取水	ケーシング破損	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	無し	4
2		浄水	浄水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
3		浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
4	永源寺東部浄水場	浄水	緩速ろ過池	長期間原水濁度上昇	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
5		浄水	緩速ろ過池	ろ過池養生不足	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
6		浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
7	永源寺相谷浄水場	浄水	緩速ろ過池	長期間原水濁度上昇	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
8		浄水	緩速ろ過池	ろ過池養生不足	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
9		浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
10	永源寺中西部浄水場	浄水	浄水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
11		浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
12	永源寺南部浄水場	浄水	緩速ろ過池	長期間原水濁度上昇	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
13		浄水	緩速ろ過池	ろ過池養生不足	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
14		浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
15	御池浄水場	浄水	緩速ろ過池	長期間原水濁度上昇	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
16		浄水	緩速ろ過池	ろ過池養生不足	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	4
17		浄水	浄水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
18		浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	4
19	萱尾浄水施設	浄水	緩速ろ過池	長期間原水濁度上昇	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	3
20		浄水	緩速ろ過池	ろ過池養生不足	耐塩素性病原生物	002	A	e	5	有り	3
21		浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	102	A	e	5	有り	3

対応策

・番号1

対象となる井戸の取水を停止し、井戸の修繕及び洗浄を行う。

・番号2・3・6・9・10・14・17・18

監視システムによる常時監視を行う。

・番号4・7・12・15・19

原水の流入量を調整し、ろ過速度を遅くする。

・番号5・8・13・16・20

ろ過池清掃後など養生が必要な時は、十分な養生期間を確保する。

・番号11・21

毎日検査による監視を行う。

(イ) リスクレベル4

リスクレベル4は該当なし。

5 管理基準を逸脱した場合の対応

(1) 異常の認識と判断

ア 内部における異常の認識

(ア) 水質自動計器による監視

水質自動計器（濁度計、残留塩素計等）の測定値が管理目標値又は通常の運転管理内容を逸脱し、警報が鳴った場合

- ・監視画面により表示値を確認する。
- ・採水して該当項目の水質分析を行い、表示値と比較する。
- ・水質分析の結果が管理目標を逸脱している場合には異常と判断し、対応措置を講じる。
- ・水質分析の結果と水質自動計器の表示の間に誤差が認められる場合には、計器の点検と校正を行う。
- ・通常の運転管理内容は運転管理上の設定であり、この範囲を逸脱したとしても、直ちに水質上の問題となるわけではない。

(イ) 手分析による監視（原則として、1日1回以上のもの）

手分析の水質検査結果が管理目標を逸脱していることが明らかとなった場合

- ・再度、採水及び水質検査を実施し、逸脱の有無を再確認する。
- ・管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。

(ウ) 目視による監視

水道施設やその周辺の状況等について、日常の巡視点検によって目視確認を行い、通常時と異なる状況が観察された場合

- ・採水した試料について、水質検査を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。
- ・井戸の水位低下が認められる場合には、水質に異常がないか確認する。
- ・特に集水域内での事故等による影響として、油膜、油臭等への対応に留意する。

(エ) 防犯設備による監視

取水場及び浄水場に設置されている防犯設備が作動した場合

- ・警報が作動したら委託会社社員が現地に行き、状況を確認する。
- ・警備会社からの連絡により、テロ行為等の異常事態が発生した場合は対応措置を講じる。

イ 外部からの通報等による異常の認識

(ア) 滋賀県企業庁からの連絡による異常の認識

滋賀県企業庁から水質異常についての連絡を受けた場合

- ・水質異常の状況（水質項目、濃度、原因等）に応じて対応措置を講じる。
- ・クロスチェックのため、採水した試料においても水質検査を実施する。

(イ) 東近江健康福祉事務所からの通報による異常の認識

東近江健康福祉事務所から給水区域内において水系感染症の患者が急増している等の連絡を受けた場合

- ・採水した試料について、水質検査（特に人の健康に関する項目）を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。

(ウ) お客さまからの苦情・連絡による異常の認識

お客さまから、水質異常についての苦情や連絡を受けた場合

- ・近隣の状況確認を行う。
- ・採水した試料について、水質検査（特に人の健康に関する項目）を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。

(エ) 関係部局、事故等の発見・原因者からの情報収集

集水域内の状況等について、関係部局（県、警察、消防等）や事故等の発見者から報告や通報を受けた場合

- ・通報内容の真偽を含め、関係部局等から情報の収集に努める。
- ・採水した試料について、水質検査（特に人の健康に関する項目）を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。
- ・関係部局等からの更なる情報収集を行い、水質汚染事故の原因究明に努める。

ウ 異常が認められなかった場合の対応

水質検査や情報収集の結果、異常が認められなかった場合

- ・引き続き情報収集を行い、経過を観察する。

<クリプトスポリジウム等（耐塩素性病原生物）に対する異常の認識>

- ① 耐塩素性病原生物に対しては水質検査計画に基づいた指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）及びクリプトスポリジウム等の検査により原水水質を監視する。
- ② ろ過水濁度が管理目標値を逸脱した場合は、原水及びろ過水の濁度記録、ろ過池の損失水頭・洗浄状況及びその記録などを確認するとともに、ろ過池の洗浄、ろ過速度の抑制等を実施する。必要により浄水の安全確認（クリプトスポリジウム等の検査）を行う。
- ③ 原水におけるクリプトスポリジウム等の検出が通常時より著しく増加した場合は、原水のクリプトスポリジウム等の検査頻度を高めるとともに、浄水処理の強化（ろ過水濁度管理の徹底等）を図る。また、必要によりクリプトスポリジウム等の発生原因の調査を実施する。
- ④ 必要により、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水又は採水した水から得られるサンプルを14日間保存する。採取した水については直射日光や高温となる場所を避けて冷暗所に保存するとともに、採水した水から得られるサンプルについては、乾燥を避けて冷蔵保存する。
- ⑤ 具体的な対応については「水道災害対策マニュアル【クリプトスポリジウム編】」に従うものとする。

(2) 対応措置

ア 配水停止の判断

下記に該当する場合、水道法第 23 条に基づいて、水道技術管理者の判断により配水を停止する。

- ・給水する水が住民の健康を害するおそれがあるとき
- ・水源地等において水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン及び農薬類、並びにクリプトスポリジウム等（耐塩素性病原生物）などの汚染があり、適切な浄水処理が行われていなかったと推察されたとき
- ・その他、必要と認められるとき

イ 取水停止の判断

下記に該当する場合、水道技術管理者の判断により取水を停止する。

- ・原水水質が管理目標を超過し、塩素処理及び他の水源や受水とのブレンドでは浄水の水質基準を満たすことが困難となるおそれがある場合
- ・緊急時検査結果が異常ありの場合
- ・簡易テストにより毒物が検出された場合
- ・集水域において事故が発生し、水源が汚染を受けるおそれが生じた場合
- ・他の水源や受水とのブレンドにより、水質基準以下となる場合であっても、急性毒性を有する項目（耐塩素性病原生物、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、その他毒性生成物、農薬類）が対象の場合は当該水源からの取水を停止する。他の水質項目にあっては、大幅な基準超過が認められる場合、取水を停止する。
- ・その他、必要と認められる場合

ウ 浄水処理の強化

浄水処理の強化で対応可能な水質異常に対しては、下記の対応を講じる。

- ・原水の高濁度等により、ろ過水濁度の管理目標値を満たすことが困難な状況が想定される場合には、ろ過速度の抑制を行う。
- ・浄水の残留塩素が管理目標の上限値を超えるおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を減量する。
- ・浄水の残留塩素が管理目標の下限値を下回るおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を増量する。
- ・給水栓で残留塩素が低下（ 0.1mg/L 以下）となった場合、又はそのおそれがある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を適正な注入管理によって実施するとともに、消火栓等から緊急排水を行う。特に、配水管の末端では滞留しやすいため、定期的な点検と排水によって残留塩素の維持を図る。
- ・塩素酸や臭素酸の濃度が管理目標を超えるおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウムの交換等を行うとともに、保存方法について改善する。
- ・降雨の影響等により、水源井戸への地表水の混入が想定される場合は、当該水源からの取水の停止や、塩素注入強化等について検討する。

<塩素酸や臭素酸の濃度が管理目標を超えるおそれのある場合の検討>

- ① 次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵日数が 60 日を超える場合は新品に交換する。
- ② 貯蔵日数が 60 日以内の場合は様子をみるとともに、納入業者の納めた仕様書を確認し、納入品質や保管上の問題について対処する。
- ③ 次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度が 12%未満の場合は新品に交換する。
- ④ 有効塩素が 12%以上の場合は様子をみるとともに、納入業者の納めた仕様書を確認し、納入品質や保管上の問題について対処する。
- ⑤ 保管時の温度を調査する。気象庁の発表している気温データから特に異常な高温日の有無などを確認する。

エ 汚染された施設の洗浄

汚染物質が水道施設又は配水管に到達した場合

- ・汚染された水道施設又は配水管内の水道水の排水を行い、汚染されていない水道水で配水管や配水池等の施設の洗浄を十分に行う。
- ・配水管からの排水が速やかに実施できるよう、排水設備の適切な設置、配水管網の点検を行う。

オ 取水停止を行った場合の措置

取水停止が長期化した場合

- ・取水停止が長期化し、他水源の活用や他施設の運用では対応しきれない場合は、受水の増量に向けて関係部署と協議する。
- ・長期間停止後の再開に当たっては、滞留水や運転管理について十分に留意する。

カ 関係機関への連絡

水源の汚染により、配水停止又は取水停止を行う（行った）場合

- ・配水停止を行う場合には、水質の状況、飲用の可否、応急給水の実施場所等について各種の手段（広報車、ビラ、ホームページ、テレビ、ラジオ等）を活用して、お客さまへの広報を行う。
- ・飲料水健康危機管理実施要領（健水発第 0628001 号、平成 14 年 6 月 28 日）に基づき、水質事故の状況を厚生労働省健康局水道課に報告する。
- ・水質事故の状況を滋賀県生活衛生課、東近江健康福祉事務所等に連絡する。

キ 配水再開

事態が終息し、配水を再開する場合

- ・通常運転への復帰後に浄水の水質検査を行い、検査結果を厚生労働省健康局水道課、滋賀県生活衛生課、東近江健康福祉事務所及びその他の関係機関に連絡する。
- ・異常がないと判断され、給水を再開する場合には、上記の関係機関に連絡する。
- ・給水区域内に感染症等の発症者がいないかどうかを関係機関に連絡し確認する。

(3) 水質項目別の具体的な対応

ア 残留塩素

(ア) 管理目標値

- | | |
|-------|-------------|
| a 浄水池 | 0.3～0.7mg/L |
| b 配水池 | 0.3～0.7mg/L |
| c 給水 | 0.1～0.5mg/L |

(イ) 管理基準逸脱時の対応

a 給水栓水以外

- ① 責任者に状況を連絡
- ② 次亜塩素酸ナトリウム注入率設定値の確認
 - ・次亜塩素酸ナトリウム注入率設定値の修正
- ③ 残留塩素注入装置等の点検
 - ・装置の調整
- ④ 次亜塩素酸ナトリウム注入機、注入管の点検
 - ・代替設備への切り替え
 - ・注入設備の修復
- ⑤ 次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度の確認
 - ・注入量の増量
 - ・処理水量の減量
 - ・薬品貯蔵方法の改善
- ⑥ 指示を受け、給水栓水等の状況を確認
- ⑦ 責任者へその後の状況等を連絡
 - ・排水作業等の実施
 - ・広報
 - ・原因調査
 - ・配水運用の適正化

b 給水栓水

- ① 周辺直結水の残留塩素確認
 - ・同様に逸脱の場合は②以降を実施
- ② 責任者に状況を連絡
- ③ 次亜塩素酸ナトリウム注入量設定値の確認
 - ・注入量設定値の修正
- ④ 残留塩素注入装置等の点検
 - ・装置の調整
- ⑤ 次亜塩素酸ナトリウム注入設備の点検
 - ・代替設備への切り替え
 - ・注入設備の修復
- ⑥ 次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度の確認

- ・ 注入量の増量
- ・ 処理水量の減量
- ・ 薬品貯蔵方法の改善

⑦ 責任者へその後の状況等を連絡

- ・ 排水作業等の実施
- ・ 広報
- ・ 原因調査
- ・ 配水運用の適正化

(ウ) 緊急時の連絡先

滋賀県生活衛生課 077-528-3645

東近江健康福祉事務所 0748-22-1266

イ 外観

(ア) 管理目標値

- a 給水 異常でないこと

(イ) 管理基準逸脱時の対応

a 給水栓水

① 残留塩素の有無の確認

- ・ 不検出の場合は残留塩素逸脱時の対応による

② 周辺直結水の外観異常の有無を確認

- ・ 同様に逸脱の場合は③以降を実施

③ 責任者に状況を連絡

④ 塩素注入点の前と後における外観異常の有無を確認

⑤ 責任者へその後の状況等を連絡

- ・ 排水作業等の実施
- ・ 広報
- ・ 原因調査
- ・ 配水運用の適正化

(ウ) 緊急時の連絡先

滋賀県生活衛生課 077-528-3645

東近江健康福祉事務所 0748-22-1266

ウ 臭気

(ア) 管理目標値

- a 給水 異常でないこと

(イ) 管理基準逸脱時の対応

a 給水栓水

① 残留塩素の有無の確認

- ・ 不検出の場合は残留塩素逸脱時の対応による

② 周辺直結水の臭気異常の有無を確認

・同様に逸脱の場合は③以降を実施

- ③ 責任者に状況を連絡
- ④ 塩素注入点の前と後における臭気異常の有無を確認
- ⑤ 責任者へその後の状況等を連絡

・排水作業等の実施

・広報

・原因調査

・配水運用の適正化

(ウ) 緊急時の連絡先

滋賀県生活衛生課 077-528-3645

東近江健康福祉事務所 0748-22-1266

エ 濁度

(ア) 管理目標値

- a 地下水 1度
- b 表流水 20度
- c 膜ろ過処理施設 0.1度
- d 浄水池 1度
- e 配水池 1度
- f 給水 1度

(イ) 管理基準逸脱時の対応

a 給水栓水以外

- ① 濁度計の点検
 - ・濁度計の調整
 - ・計器に異常がない場合は②以降を実施
- ② 責任者に状況を連絡
- ③ 指示を受け、給水栓水の状況を確認
- ④ 周辺直結水の濁度異常と残留塩素の有無を確認
- ⑤ 責任者へその後の状況等を連絡
 - ・排水作業等の実施
 - ・広報
 - ・原因調査
 - ・配水運用の適正化
 - ・浄水処理における除去性確認、強化

b 給水栓水

- ① 濁度計の点検
 - ・濁度計の調整
 - ・計器に異常がない場合は②以降を実施
- ② 責任者に状況を連絡

③ 周辺直結水の濁度異常と残留塩素の有無を確認

- ・同様に逸脱の場合は④以降を実施

④ 責任者へその後の状況等を連絡

- ・排水作業等の実施
- ・広報
- ・原因調査
- ・配水運用の適正化

(ウ) 緊急時の連絡先

滋賀県生活衛生課 077-528-3645

東近江健康福祉事務所 0748-22-1266

オ pH値

(ア) 管理目標値

a 浄水池 6.7～7.5

b 配水池 6.7～7.5

(イ) 管理基準逸脱時の対応

a 給水栓水以外

① pH計の点検

- ・pH計の調整
- ・計器に異常がない場合は②以降を実施

② 責任者に状況を連絡

③ 指示を受け、給水栓水の状況を確認

④ 周辺直結水のpH異常と残留塩素の有無を確認

⑤ 責任者へその後の状況等を連絡

- ・排水作業等の実施
- ・広報
- ・原因調査
- ・配水運用の適正化
- ・浄水処理における除去性確認、強化

(ウ) 緊急時の連絡先

滋賀県生活衛生課 077-528-3645

東近江健康福祉事務所 0748-22-1266

(4) 緊急時の対応

予測できない事故等による緊急事態が発生した場合の対応方針、手順、行動、責任及び権限、連絡体制、水供給方法等については、以下のマニュアルに基づくものとする。

- ・東近江市水道災害対応マニュアル
- ・新型インフルエンザ対策業務継続計画

6 文書と記録の管理

(1) 水安全計画に関する文書

水安全計画に関する文書を下表に示す。これらの文書の識別・相互関係、制定・改廃の手続き、閲覧・配布・周知等の詳細については本事業体等の規定に準じて行うものとする。

水安全計画に関する文書一覧

文書の種別	文書名	文書内容	備考
水安全計画	水安全計画書	水安全計画書	
運転管理に関する文書	施設管理及び機器操作マニュアル	施設管理マニュアル	
		機器管理マニュアル	
水質管理に関する文書	東近江市水道水質検査計画	水質検査計画	

(2) 水安全計画に関する記録の管理

水安全計画に関する記録を下表に示す。これらの記録は、後述する「実施状況の検証」及び「レビュー」で用いることから、その保管場所等も定めている。記録様式は現在用いているものを基本とし、記録の作成等に当たっては、以下の点に留意する。

ア 記録の作成

- ① 読みやすく、消すことの困難な方法（原則としてボールペン）で記す。
- ② 作成年月日を記載し、記載した者の署名又は捺印等を行う。

イ 記録の修正

- ① 修正前の内容を不明確にしない（原則として二重線見え消し）。
- ② 修正の理由、修正年月日及び修正者を明示する。

ウ 記録の保存

- ① 損失又は劣化の防止及び紛失の防止に適した環境下で保管する。
- ② 記録の識別と検索を容易にするため、種類、年度ごとにファイリングする。

水安全計画に関する記録の一覧

記録の種別	記録の名称	保管場所
運転管理・監視の記録	<日常の記録> ・八日市浄水場管理業務日報 ・永源寺地区水道施設維持管理報告書 ・水道施設監視記録簿 ・水位・残塩・電力量・次亜記録簿	1階事務室 ・台帳管理 ・台帳管理 ・台帳管理 ・台帳管理
	<水質の記録> ・東近江市水道水質検査結果判定書 ・東近江市水道毎日検査報告書	1階事務室 ・台帳管理 ・台帳管理
	<その他の記録> ・水道施設計装機器保守点検報告書	1階事務室 ・台帳管理

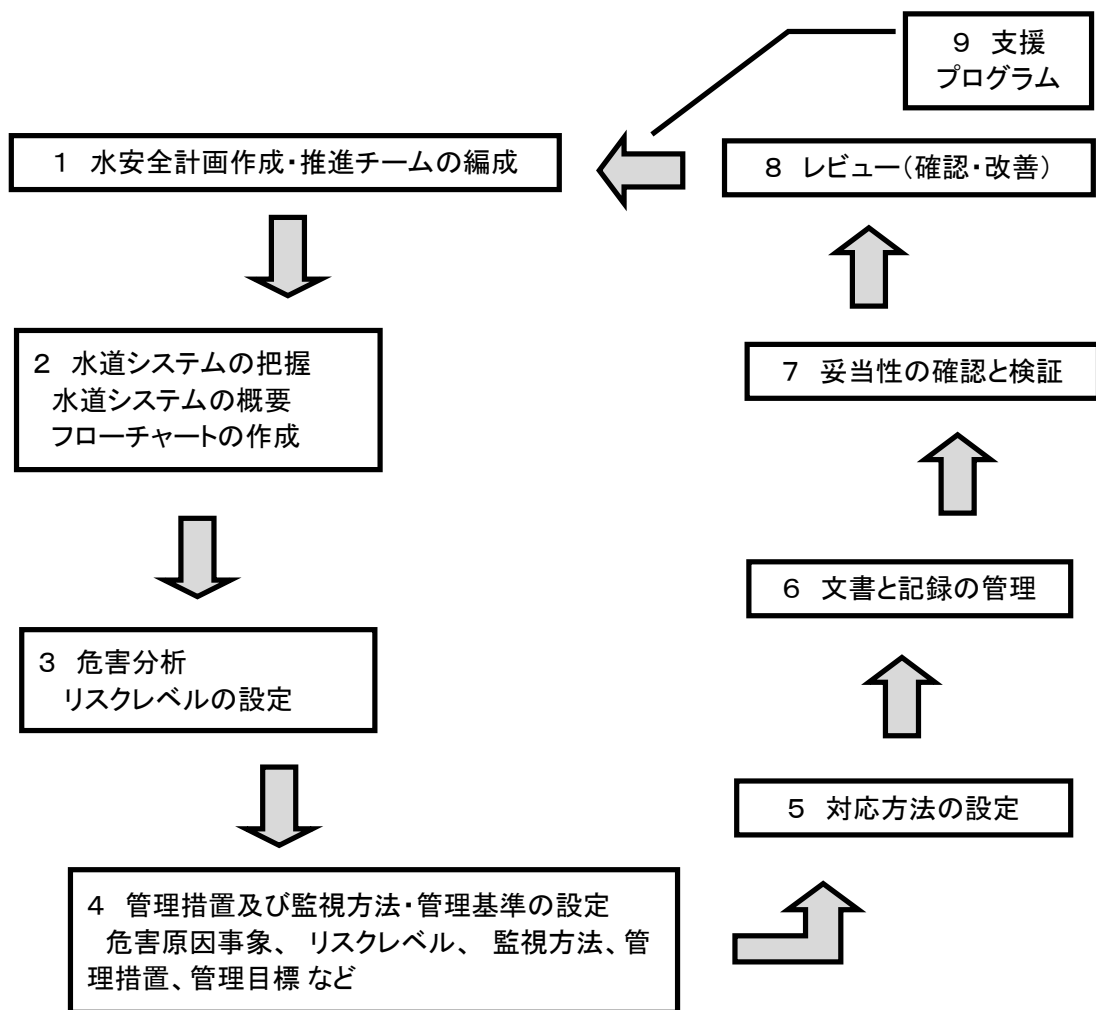
7 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証

(1) 水安全計画の妥当性の確認

妥当性確認と実施状況の検証は、水安全計画が安全な水を供給する上で妥当なものであるかの確認はもとより、水道事業者が計画に従って常に安全な水を供給してきたことを立証するために重要である。

本水安全計画は以下のフローに従ってとりまとめている。ここでは、次表に掲げる項目について、水安全計画の妥当性を確認する。

< 水安全計画作成・改善の手順 >



(番号は“章”を示す。)

妥当性確認チェックリスト

内容		チェックポイント	確認結果				
1 策定推進チームの編成		① 適切な回数の会議が開催されたか。 ② 会議参加者が実状と経験に基づいて協議を行ったか。	適・否 適・否				
2 水道システムの把握	事業概要	① 事業概要、給水量、配水量実績、組織、人員構成を整理したか。	適・否				
	フロー チャート	① 給水経路は実状と整合しているか。 ② 薬品の種類、注入点は実状と整合しているか。 ③ 水質計器の種類、測定点は実状と整合しているか。	適・否 適・否 適・否				
		施設概要	① 水源概要・特徴、浄水場、配水・給水について、的確に整理されているか。	適・否			
	流域汚染源	① 流域内汚染源について、的確に整理されているか。	適・否				
	水質検査結果	① 水質検査結果は的確に危害分析に反映しているか。	適・否				
3 危害分析	危害原因事象	① 危害抽出は水質検査結果、過年度の水質事故事例、関係者の経験に基づいて的確に網羅されているか。 ② 危害事象に対する関連水質項目は適切か。 ③ リスクレベルについて、水質検査結果、過年度の水質事故事例、関係者の経験に基づいて的確に設定されているか。 ④ リスクレベルについて、他の危害事象とのバランスはとれているか。	適・否 適・否 適・否 適・否				
		4 管理措置	管理措置、監視方法及び管理目標の設定	① 管理措置は各危害事象に対して、適切かつ実状と整合しているか。 ② 監視方法について、その内容（手分析、水質計器）及び監視位置は適切かつ実状と整合しているか。 ③ 監視方法について、水質計器の種類と位置は実状と整合しているか。 ④ 管理目標は水質項目からみて適切か。値は適切か。	適・否 適・否 適・否 適・否		
				5 対応方法の設定	対応マニュアル	① 逸脱時の対応は項目、内容ともに適切かつ実状と整合しているか。 ② 水質項目別対応は日常管理と整合しているか。その管理値及び連絡先は適切か。	適・否 適・否
						6 文書と記録の管理	① 水安全計画に関係する文書は既存の文書と整合しているか。関連性は適切か。 ② 記録内容の名称、保管期間、責任者は適切かつ実状と整合しているか。
7 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証		① 妥当性確認のチェックを行っているか。 ② 検証に関するチェックリストは適切かつ実状と整合しているか。	適・否 適・否				
8 レビュー		① レビューするメンバーは適切かつ実状と整合しているか。 ② 確認内容、改善が明示されているか。	適・否 適・否				
9 支援プログラム		① 支援プログラムは適切かつ実状と整合しているか。	適・否				

(2) 実施状況の検証

水安全計画の各要素の検証は、「水安全計画策定推進チーム」及び補助職員（水道技術管理者が指名）によって、原則として年1回実施する。また、実施状況の検証責任者は水道技術管理者とする。

検証に当たっては、次に示すチェックシートを基本とする。

検証のためのチェックシート

内容	チェックポイント	確認結果
① 水質検査結果は水質基準値等を満たしていたか	① 毎日の水質検査結果の記録 ・水質基準等との関係 ・管理基準の満足度	適 ・ 否
	② 定期水質検査結果書 ・水質基準等との関係	適 ・ 否
② 管理措置は定められたとおりに実施したか	① 運転管理点検記録簿 ・記録内容の確認	適 ・ 否
③ 監視は定められたとおりに実施したか	① 運転管理点検記録簿 ・日々の監視状況	適 ・ 否
④ 管理基準逸脱時等に、定められたとおりに対応をとったか	① 対応措置記録簿 ・逸脱時の状況、対応方法の的確さ	適 ・ 否
⑤ ④によりリスクは軽減したか	① 対応措置記録簿 ② 水質検査結果記録書 ・水質基準等との関係	適 ・ 否 適 ・ 否
⑥ 水安全計画に従って記録が作成されたか	① 運転管理点検記録簿 ・取水、給水、水位、電気関係、薬品使用量等の記録	適 ・ 否
	② 水質検査結果書 ・残留塩素の記録	適 ・ 否
	③ 対応措置記録簿の記載方法	適 ・ 否

対応措置記録簿書式（管理基準を逸脱した場合に記録）

日時	
対応者の所属・氏名	
逸脱した水質項目	
逸脱した濃度等	
想定される原因	
対応状況	
今後に向けた改善点	

(3) 情報の更新方法

次に示す情報を基に、「7 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証」において更新するものとする。

ア 生活系の汚染源情報

生活系の汚染源情報としては処理形態別（公共下水道、コミュニティプラント、合併浄化槽、単独浄化槽、非水洗化）の人口が挙げられる。これらのデータは「国勢調査（総務省）」及び「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」等に掲載される。

イ 畜産系の汚染源情報

畜産系の汚染源情報としては家畜の種類別（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏等）の頭（羽）数が挙げられる。これらのデータは「世界農林業センサス（農林水産省）」に掲載される。

ウ 工業系の汚染源情報

工業系の汚染源情報としてはP R T R（化学物質排出移動量届出制度）の対象となる事業所の業種名、従業員数、水域及び下水道への排出量等が挙げられる。これらのデータは環境省のホームページに掲載される。

エ 農薬に関する情報

農薬に関する情報としては、我が国で使用されている農薬の種類や使用量等が挙げられる。これらのデータは「化学物質データベースE w b K i s - P l u s（国立環境研究所）」に掲載される。

8 レビュー

安全な水を常時供給する上で、PDCAサイクルの考え方に基づき、「水安全計画書」が十分なものとなっていることを確認（妥当性確認）し、必要に応じて改善を行う必要がある。本計画書ではこれをレビュー（確認・改善）と呼ぶ。

水安全計画のレビューは、水道施設が経年的に劣化することや、水道水の安全性を向上させる上で有用な新技術が開発された場合等も念頭に置き、水質検査計画策定に合わせて原則毎年度3月、定期的実施する。また、水道施設（計装機器等の更新等を含む。）の変更を行った場合や、水安全計画のとおり管理したにも関わらず水道の機能に不具合を生じた場合等には、臨時のレビューを実施する。レビューの主宰は推進チームリーダーが行い、全ての推進チームメンバーが出席して行う。

臨時のレビューを行う具体的な内容を示す。

- ・水道施設の変更（計装機器等の更新を含む。）を行った場合
- ・水安全計画書に基づいて管理を行ったにも関わらず、何らかの不具合が生じた場合
- ・水安全計画書の中で想定していなかった事態が生じた場合
- ・その他、水道水の安全性を脅かすような事態が生じた場合

《レビュー（確認・改善）の方法》

1 確認の責任者及びメンバー

水安全計画の責任者がリーダーとなり、施設、設備、水質及び運転管理の各担当者並びにリーダーが必要と認めた者が参画する。

2 水安全計画書の適切性・妥当性の確認

以下に掲げる情報を総合的に検討し、現行の水安全計画書の適切性・妥当性を確認する。

- ① 水道システムを巡る状況の変化
- ② 水安全計画の妥当性確認の結果
- ③ 水安全計画の実施状況の検証結果
- ④ 外部からの指摘事項
- ⑤ 最新の技術情報等

3 確認すべき事項

- ① 新たな危害原因事象及びそれらのリスクレベル
- ② 管理措置、監視方法及び管理基準の適切性
- ③ 管理基準逸脱時の対応方法の適切性
- ④ 緊急時の対応の適切性
- ⑤ その他必要と認められる事項

9 支援プログラム

支援プログラムとは、水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響しない措置、直接水質に影響するものであるが水安全計画策定以前に策定された計画やマニュアル等をいう。

本水道事業における支援プログラムを以下に示す。水安全計画の実施・運用に当たってはこれらの文書にも留意する。

- ・施設・設備に関する文書（施設・設備の規模、能力）
- ・材料の規格に関する文書
- ・職員の健康診断・労働安全衛生に関する文書
- ・職員の教育訓練、研修等に関する文書